

サービス産業分野における新たな動態統計の枠組み（骨子案）

はじめに

- ・ この枠組みは、経済社会統計整備推進委員会（吉川委員会）の提言や基本方針 2005 を踏まえ、サービス産業分野における新たな動態統計について、サービス統計研究会を開催して取りまとめたもの。

1 背 景

- ・ 我が国の経済活動におけるサービス産業（第三次産業）のウエイトは、GDP ベース及び就業者ベースでともに約 7 割。
- ・ サービス産業分野の統計整備は十分とは言えず、GDP 関連統計や産業連関表の精度上の制約。特に、月次・四半期の動態統計はほとんどの業種で未整備。
- ・ サービス産業分野全体を把握する動態統計の整備が強く望まれている。

2 サービス産業分野の動態統計の体系

（1）現 状

- ・ 月次・四半期の動態統計は、商業動態統計の対象分野を除けばほとんどの業種で未整備。
- ・ なお、売上高等の経理的側面から経済活動の実態を捉えるベンチマークとして、5 年周期の経済センサスの創設が検討されている。
- ・ また、年次または周期で整備されている統計としては、各府省個別の行政ニーズに応じた統計などがあるが、体系的に未整備。
- ・ 業務記録としては、各府省において所管業務の年次データが把握されている例が見られるが、月次・四半期ベースの経理データはほとんど把握されていない。

(2) 課題

- ・ほとんどの業種において統計が未整備となっている現状を踏まえ、サービス産業全体の動向を概括的に把握できる月次ベースの動態統計の整備が、早期に必要。
- ・動態統計で把握しきれない詳細な事項を把握し、5年周期のベンチマークを補正するため、将来的に母集団名簿の整備の進展状況などを踏まえ、体系的に未整備となっている年次又は周期の構造統計を整備することも必要。

3 サービス産業分野の動態統計の整備

(1) 位置付け

所要の精度の確保や、安定的な調査の実施などを図るため、指定統計として整備することが必要。

(2) 調査の概要

- ・調査の目的は、サービス産業全体の動向把握及びQ E等の経済指標の精度向上。
- ・調査の対象は、原則、サービス産業を主産業とする事業所。
- ・調査事項は、月次の売上高及び従業者数を基本とし、事業所又は企業の属性別に集計。
- ・標本は、規模別に悉皆層と抽出層に分け、定期的にローテーション。
- ・調査は、毎月末日現在で実施し、調査員及び郵送・オンラインを併用。

(3) スケジュール

平成 18 年度 企業ヒアリングによる多様な業種毎の把握可能性など各種の検証、標本設計、試験調査実施の準備

平成 19 年度 試験調査の実施、本調査実施の準備

平成 20 年度 本調査の実施

4 今後の課題

(1) 詳細設計のための検証

月次ベースや事業所単位による売上高（収入額）の把握可能性、標本抽出に用いる層化基準の確定などに関し、多様な業種にわたり企業ヒアリングや試験調査などによる検証が必要。

(2) 既存統計調査との関係の整理

サービス産業のうち一部の業種では、「特定サービス産業動態統計調査」(経済産業省)など既存の動態統計が存在。サービス産業全体の動向を把握するためには、目指すべき動態統計体系の中でこのような統計調査との関係を整理することが必要であり、新たな動態統計調査においてサービス産業全体を統一的に把握すること、または、少なくとも母集団名簿、基本的な調査事項等の統一を図ることが必要。

(3) 構造統計についての検討

サービス産業分野の統計体系全体の中での的確な動態統計を整備する観点から、将来的に母集団名簿の整備の進展状況などを踏まえ、サービス産業全体を把握する年次又は周期の構造統計について別途検討を進めることが必要。

新たな動態統計調査の概要

1 調査の目的

我が国におけるサービス産業全体の経済活動の動向を明らかにし、QEを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

2 調査事項

経営組織

資本金等の額

事業所全体の売上高（収入額）総額

事業所の従業者総数、常用雇用者数、正社員・正職員数及び派遣・出向者受入数

その他

3 調査の範囲

調査の地域

全 国

調査の対象

調査においては、次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、総務大臣の定める方法により選定された事業所について行う。なお、企業単位でしか把握できない一部の産業については、企業を対象とする（別紙1参照）。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

- ・「H 情報通信業」
- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」
- ・「M 飲食店，宿泊業」

- ・「N 医療,福祉」(小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。)
- ・「O 教育,学習支援業」(中分類「76 学校教育」を除く。)
- ・「P 複合サービス事業」(中分類「78 郵便局(別掲を除く)」を除く。)
- ・「Q サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。)

4 標本設計

標本の抽出は、産業(結果表章区分又はさらに細分化した区分)別に、大規模事業所については悉皆、小規模事業所については層化多段抽出法により行う。また、前年同期比等の精度向上の観点から、定期的に標本のローテーションを行うこととする(別紙2参照)。

5 調査方法

調査は、毎月末日現在で、調査員及び郵送・オンラインの併用により行う。

6 集計事項

集計については、全国表章とする。主な集計事項としては、QE推計への活用及びサービス産業全体の動向把握の観点から必要な事項とする(別紙3参照)。

また、表章産業分類については、原則として、日本標準産業分類に掲げる中分類はすべて表章し、小分類・細分類は、QE推計への活用、売上高規模などの観点から、特にその動向を把握することが適当と考えられる産業を表章する(別紙4参照)。